令和4年12月22日

令和4年度第9回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第9回定例松本市教育委員会付議案件

「議案〕

- 第1号 (仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱の一部改正 について
- 第2号 令和4年度松本市公民館活動推進功労者について
- 第3号 松本市学校給食センター運営委員会への諮問について

「報告]

- 第1号 令和4年松本市議会12月定例会の結果について
- 第2号 令和4年度上半期(4-9月)市内小中学校のいじめ・体罰等の実態調査 について
- 第3号 令和4年度上半期(4-9月)における不登校児童生徒の状況について

[周知]

1 「発掘された松本2022」の開催について

[その他]

教育委員会資料

4. 12. 22

学校教育課

議案第 1 号

(仮称) あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱の一部改正について

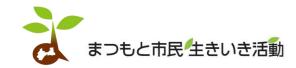
1 趣旨

本委員会において、仮称としていたセンターの名称を「松本市インクルーシブセンター」と決定したことに伴い、「(仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱」の一部を改正することについて協議するものです。

- 2 改正内容 センター及び委員会の名称変更
- 3 新旧対照表 別紙のとおり
- 4 施行期日 教育委員会の議決の日

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏 学校支援室 室長 坂口 俊樹 電話 33-4397



●わたしは こころをみかき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

(仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱(令和4年教育委員会告示第30号)新旧対照表

現行	改正後(案)
〇 <u>(仮称)あるぷキッズ支援センター</u> 設立準備委員会設置要綱	<u>松本市インクルーシブセンター</u> 設立準備委員会設置要綱
令和4年7月26日	令和4年 月 日
教育委員会告示第30号	教育委員会告示第一号
(目的)	(目的)
第1条 この要綱は、特別支援教育の推進を図るため、教育、医療、福	第1条 この要綱は、特別支援教育の推進を図るため、教育、医療、福
祉等の関係機関が連携し、子どもや保護者等を支える <u>(仮称)あるぷ</u>	祉等の関係機関が連携し、子どもや保護者等を支える <u>松本市インクル</u>
<u>キッズ支援センター</u> (以下「センター」という。)の早期設立の実現	<u>ーシブセンター</u> (以下「センター」という。)の早期設立の実現に向
に向け、 <u>(仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会</u> (以下	け、 <u>松本市インクルーシブセンター設立準備委員会</u> (以下「委員会」
「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定める	という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的
ことを目的とする。	とする。

教育委員会資料

4 . 1 2 . 2 2

生涯学習課・中央公民館

議案第 2 号

令和4年度松本市公民館活動推進功労者について

1 趣旨

松本市公民館活動推進功労者感謝状贈呈内規に基づき、令和4年度松本市公民館活動 推進功労者について協議するものです。

2 目的

市の公民館活動推進のために功労のあった者に対して感謝状を贈呈することにより、市民の公民館活動への関心を高め、公民館活動の振興を図ることを目的としています。

3 推薦基準

公民館の非常勤職員又は公民館運営審議会委員として6年以上在職し、退職または 退任した者

公民館委員として8年以上在職し、退任した者 上記のほか、特に公民館活動推進のため尽力したと認められる者

4 功労者(候補者)

計21名 別紙功労者(候補者)名簿のとおり

5 感謝状の贈呈

中央公民館長及び地区公民館長から贈呈します。

担当 生涯学習課・中央公民館 課長 石川 善啓 (直通32-1132)

令和4年度松本市公民館活動推進功労者(候補者)名簿

No.	氏名 (ふりがな)	推薦館	役職区分			在職期間	
1	い の ね おさむ	第一地 豆	・体育委員	H10. 4. 1	~	H13. 3. 31	
1	井野根 修	第二地区	・館報編集委員	H13. 4. 1	~	R4. 3. 31	24年
2	よこやま ともみつ	第二地区	・文化委員	H24. 4. 1	~	H25. 3. 31	
2	横山 知充	为二地区	• 体育委員	H25.4.1	~	R4. 3. 31	9年
3	なかじま ひろじゅ	第二地区	• 運営委員	H22. 4. 1	~	R2. 3. 31	
J	中嶋 弘壽	为二地区	・文化委員	R2. 4. 1	~	R4. 3. 31	12年
4	もりた しゅうじ 森田 周治	第三地区	• 運営委員	H26.4.1	~	R4. 3. 31	8年
5	たなか ただし 田中 正	城北	• 地区公民館長	H28.4.1	~	R4. 3. 31	6年
6	浅輪 孝行	城北	• 運営委員	H19. 4. 1	~	R4. 3. 31	15年
7	ふくざわ のぶおき 福澤 伸起	城北	• 体育委員	H15. 4. 1	~	R4. 3. 31	19年
8	きたの さだこ	城北	• 体育委員	H12.4.1	~	H13. 3. 31	
0	北野貞子	70416	• 運営委員	H19. 4. 1	~	R4. 3. 31	16年
9	たかの りゅうじ 高野 隆治	大手	・地区公民館長	H27. 4. 1	~	R4. 3. 31	7年
			• 運営委員	H17. 4. 1	\sim	H27. 3. 31	
10	藤森 昭三	白板地区	• 館報編集委員	H17. 4. 1	~	H23. 3. 31	
			・文化委員	H23. 4. 1	~	R4. 3. 31	17年
11	まこやま まさし横山 正志	庄内地区	• 運営委員	H21.4.1	~	R4. 3. 31	13年
12	^{おおしま} けんじ 大嶋 健 資	庄内地区	• 運営委員	H21.4.1	~	R4. 3. 31	13年
13	伊藤 徹	鎌田地区	・文化委員	H18.4.1	~	R4. 3. 31	16年
14	ぉぉヾぼ あきふみ 大久保 昭文	島立	• 体育委員	H20. 4. 1	~	R4. 3. 31	14年
15	はなむら ふみこ 花村 文子	寿	• 視聴覚委員	H19. 4. 1	~	R4. 3. 31	15年
16	くぼた ゆきやす	寿	• 運営委員	H23. 4. 1	\sim	R2. 3. 31	
10	久保田 幸康	N .	• 館報編集委員	R2. 4. 1	~	R4. 3. 31	11年
17	**。 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	寿	・図書委員	H25. 4. 1	~	R4. 3. 31	9年
18	すずき しげお 鈴木 茂雄	寿	・運営委員	H23. 4. 1	~	R4. 9. 10	11年
19	やまんた たけお 矢満田 武雄	寿台	・文化委員	H13. 4. 1	~	R4. 3. 31	21年
20	はしど ひろのぶ 橋戸 博信	寿台	・体育委員	H25. 4. 1	~	R3. 9. 30	8年6月
21	こいけ けんいち 古池 健一	今井	・館報編集委員	H18. 4. 1	~	R4. 5. 31	16年2月

教育委員会資料 4.12.22 学校給食課

議案第 3 号

松本市学校給食センター運営委員会への諮問について

1 趣旨

令和5年度から学校給食費の改定を行うことについて、松本市学校給食センター条例第5条第2項の規定に基づき、松本市学校給食センター運営委員会(以下「運営員会」という。)に諮問することについて協議するものです。

2 諮問する内容

松本市学校給食センター並びに安曇小中、大野川小中、奈川小中の令和5年度から の学校給食費1食あたりの金額

3 学校給食費の現状

- (1) 平成26年の消費税の引き上げ及び物価高騰により改定を行ってから、改定は行っていない(9年間改定なし)。
- (2) 昨今の給食食材の高騰により、給食の質を維持することが困難になってきていること。

(3) 現在の給食費

<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		
現行給食費	小学校	中学校
センター	280円	330円
安曇	310円	333円
大野川	313円	341円
奈川	305円	330円

4 根拠法例

(運営委員会)

- 第5条 教育委員会の附属機関として、松本市学校給食センター運営委員会 (以下「運営委員会」という。)を置く。
 - 2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。

5 今後の予定

教育委員会として、速やかに運営委員会へ諮問します。



担当 学校給食課 課長 三代澤 昌秀 電話 86-1130 松本市学校給食センター 運営委員会委員長 様

松本市教育委員会

学校給食費の改定について

松本市学校給食センター条例第5条第2項の規定により下記のとおり貴運営 委員会に諮問します。

記

1 諮問する内容

令和5年度からの学校給食費の1食当たりの金額 (西部、東部、梓川、波田、四賀、安曇、大野川、奈川の小学校及び中学校)

教育委員会資料 4.12.22 教育政策課

報告第 1 号

令和4年松本市議会12月定例会の結果について

1 趣旨

令和4年松本市議会12月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

市議会12月定例会

11月28日(月)から12月15日(木)まで 18日間

一般質問 12月 5日(月)から7日(水)まで3日間

経済文教委員会12月 9日(金)基幹博物館建設特別委員会12月12日(月)

- 3 議案等の審査結果について
 - (1) 経済文教委員会審査

ア議案

- (ア) 議案第 14 号 市有財産の取得について(松本市立小学校遠隔授業配信用機器) 審査結果:異議なく原案どおり可決されました。
- (4) 議案第 15 号 市有財産の取得について(松本城南・西外堀復元事業用地) 審査結果:一部反対意見があり起立採決の結果、原案どおり可決されました。
- (ウ) 議案第 7号 令和4年度松本市一般会計補正予算(第7号)中教育委員会関係予算 【歳出】

教育費

負担金追加(補正額)

130 千円

地方創生臨時交付金を活用し、組合立鉢盛中学校において、松本市立中学校と 同様に、学校給食用食材の高騰分を公費負担で補填するもの

【債務負担行為】(新規)

・松本市山と自然博物館指定管理料 (R4~9) 審査結果:異議なく原案どおり可決されました。 72,000 千円

イ 陳情

- (ア) 陳情第 12 号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書 審査結果:全会一致で採択されました。
- (4) 陳情第 10 号の 2 学校や保育園におけるマスク着用に関する陳情審査結果: 趣旨採択されました。
- (ウ) 陳情第 11 号の 2 学校における「黙食」の緩和を求める陳情 審査結果:全会一致で採択されました。
- (2) 基幹博物館建設特別委員会審査

ア議案

(ア) 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について(市立博物館) 審査結果:異議なく原案どおり可決されました。 (1) 議案第 7号 令和4年度松本市一般会計補正予算(第7号)中基幹博物館建設特別 委員会関係予算

【債務負担行為】(新規)

・松本市立博物館指定管理料(R4~7) 382,250 千円 令和5年度から新たに基本協定を締結する指定管理料に関する債務負担行為を 設定するもの

審査結果:異議なく原案どおり可決されました。

担当 教育政策課課長 臼井 美保

電話 33 - 3980

報告第 2 号

教育委員会資料							
4 . 1 2 . 2 2							
学校教育課							

令和4年度上半期(4 9月)市内小中学校のいじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

市内の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、 令和4年度上半期分の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケート調査や聞き取り、教職員による発見、本人や保護者からの訴え等による。

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 いじめ・体罰等の傾向

体罰等は、小中学校ともに認められませんでした。

小中学校におけるいじめの認知件数は505件であり、このうち157件が解消され、解消率は31.1%でした。

学年別のいじめの認知件数において、小学校では、5年生が他学年と比較して多く74件でした。中学校では、他学年と比較して3年生で少ない傾向があります。

いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では40.9%、中学校では47.9%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。

いじめられた児童生徒の相談状況(いじめを認知した時点)では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では66.0%、中学校では59.9%でした。

いじめの様態では、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では46.8%、中学校では65.1%でした。

5 いじめの解消に向けた対応

いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知し、認知したいじめについて校内で情報共有することとしています。また、学級担任が一人で抱え込まない教職員間の風通しの良い雰囲気作りに努め、早期に対応できるように配慮しています。

いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、およそ 2 か月に 1 度の頻度で定期的なアンケートを実施しています。

いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載により発見されることから、引き続き、教職員が威圧的にならず、児童生徒が自身の思いを表現しやすい物

腰で接することを心掛けるなど、良好な関係づくりを進めるよう周知しています。一方、いじめについて誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、児童生徒が活用できる相談機関を紹介しています。

各校においては、学校だより等を通じて、いじめの状況や防止のための取組等を保護者や地域の方々に継続的に周知するようにしています。また、年度末の教職員の異動や、進級や学級編成に伴う職員組織改編に伴い、前年度までに発生した事案が風化しないよう、年度毎の情報共有に努めています。

SNSやオンラインゲームなどインターネットを起因とするいじめも少なくないことから、各校では、教職員や児童生徒、および保護者を対象としたメディアリテラシーの研修を行い、情報モラルの向上に努めています。また、インターネットの利用時間が多くなる長期休業前に、インターネットを起因とするトラブルを回避するための指導を行うようにしています。

【担当】

学校教育課 課長 塚田 雅宏学校支援室 室長 坂口 俊樹電話 33-4397

1 調査結果の概要

いじめの認知 (発生)学校数・認知件数注 1·2)及び体罰の認知件数

区分	学校総数(A)	いじめを認知し た学校数	いじめを認知し ていない学校数	いじめの認知件 数 (C)	1校あたりの認 知件数(C/A)	体罰の認知件数
小学校	29	28	1	313	10.8	0
中学校	21	18	3	192	9.1	0
合計	50	46	4	505	10.1	0

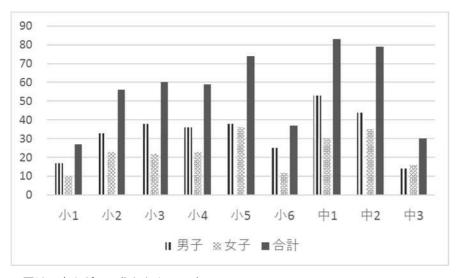
- 注1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の(いじめの)定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされています。そのため、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。
- 注2) 松本市における「認知件数」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数となります。

いじめの現在の状況

区分		解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中		D他 居等)	合計
	件数	割合(%)	割合(%) 件数 割合(%)		件数	割合(%)	件数
小学校	130	41.5	183	58.5	0	0.0	313
中学校	27	14.1	164	85.4	1	0.5	192
合計	157	31.1	347	68.7	1	0.2	505

いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分			中学校						
	1 年生	2 年生	3 年生	4年生	5 年生	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生
男子	17	33	38	36	38	25	53	44	14
女子	10	23	22	23	36	12	30	35	16
合計	27	56	60	59	74	37	83	79	30



図は、表をグラフ化したものです。

いじめの発見のきっかけ

	₩.	小	学校	中等	学校	小中学校の合計	
	区分	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
学校の	教職員等が発見した	163	52.1	117	60.9	280	55.4
	学級担任が発見した。	33	10.5	17	8.9	50	9.9
	学級担任以外の教職員が発見した。(養護教諭、SC等の相談員を除く)	2	0.6	7	3.6	9	1.8
	養護教諭が発見した。	0	0.0	1	0.5	1	0.2
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	128	40.9	92	47.9	220	43.6
学校の	学校の教職員以外からの情報により発見した。		47.9	75	39.1	225	44.6
	本人からの訴え	89	28.4	47	24.5	136	26.9
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	29	9.3	10	5.2	39	7.7
	児童生徒(本人を除く)からの情報	20	6.4	13	6.8	33	6.5
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	11	3.5	5	2.6	16	3.2
	地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他(匿名による投書など)	1	0.3	0	0.0	1	0.2
	合計	313	100.0	192	100.0	505	100.0

いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小鸟	学校	中等	学校	小中学校の合計	
△ 刀	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
学級担任に相談した。	243	66.0	148	59.9	391	63.6
学級担任以外の教職員に相談した。(養護教諭、SC等の相談員を除く)	13	3.5	17	6.9	30	4.9
養護教諭に相談した。	3	0.8	7	2.8	10	1.6
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	2	0.5	4	1.6	6	1.0
学校以外の相談機関に相談した。(電話相談やメール等を含む)	18	4.9	1	0.4	19	3.1
保護者や家族等に相談した。	65	17.7	28	11.3	93	15.1
友人に相談した。	4	1.1	11	4.5	15	2.4
その他の人(地域の人など)に相談した。	6	1.6	3	1.2	9	1.5
誰にも相談していない。	14	3.8	28	11.3	42	6.8
合計	368	100.0	247	100.0	615	100.0

複数選択可能な質問項目です。

いじめの態様

区分	小鸟	学校	中等	学校	小中学校の合計	
△刀	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。	183	46.8	142	65.1	325	53.4
仲間はずれ、集団による無視をされる。	40	10.2	13	6.0	53	8.7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	79	20.2	20	9.2	99	16.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	19	4.9	2	0.9	21	3.4
金品をたかられる。	4	1.0	0	0.0	4	0.7
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	23	5.9	4	1.8	27	4.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	16	4.1	13	6.0	29	4.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	5	1.3	6	2.8	11	1.8
その他	22	5.6	18	8.3	40	6.6
合計	391	100.0	218	100.0	609	100.0

複数選択可能な質問項目です。

教育委員会資料 4 . 1 2 . 2 2 学校教育課

報告第 3 号

令和4年度上半期(4-9月)における不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

市内全小中学校で毎月実施している不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査について、令和4年度上半期(4-9月)の不登校児童生徒の状況及び不登校支援アドバイザーの活動や中間教室の状況について報告するものです。

2 児童生徒の欠席状況 別紙のとおり

3 傾向

9月時点における月半数以上欠席している児童生徒数は、前年度と比較して、小学校では34名減少し、中学校では51名増加しています。

9月時点における累計30日以上欠席している児童生徒数は、前年度と比較して、 小学校では20名、中学校では41名増加しています。

9月時点における中間教室の入室状況は、小学生は40名、中学生は32名となり、令和4年度の上半期時点で、令和3年度の年間利用状況(小学校45名、中学校40名)に迫る人数となっています。

4 不登校支援に係る現状と今後の対応

不登校支援アドバイザーによる支援

ア 学校訪問

不登校支援アドバイザーは、定期的に学校を訪問し、校長、教頭、支援に携わる教職員との面談を行い、不登校児童生徒の状況について情報を共有するとともに、支援の方向性について助言してきました。

今後も、定期的な学校訪問により、児童生徒の状況を把握するとともに、必要に応じて、中間教室や元気Up教育相談等に関わる情報を提供するなど、多面的な支援を進めていきます。

イ 諸施設との連携

不登校支援アドバイザーは、こども部が連携する「はぐルッポ」、「フリースペース十色」を訪問し、学校外で活動している不登校児童生徒との交流を図り、 得意な活動や苦手と捉えている状況を理解するように努めています。

上記で捉えた子どもたちの様子を学校に伝えるとともに、今後も児童生徒の言動の背景を捉える機会を積極的に持ち、各学校に対する具体的な助言や支援の手掛かりとして役立てます。

ウ研修

自立支援教員を対象とした研修会の中で、不登校支援アドバイザーによる講話を行っています。さらに今年度は、特別支援学校の教育相談担当教員や発達障害に詳しい外部講師も招き、特別支援教育支援員等を含めた市費教員を対象に研修会を行っています。

今後も、様々な児童生徒への対応や取組みについて学ぶ機会を提供することで、 教員のスキルアップを図ります。

中間教室による取組み

ア 元気 Up サッカー教室

中間教室に入室している児童生徒や不登校傾向の児童生徒に向けて、松本山雅 F C の協力のもと開催される「元気 U p サッカー教室」を紹介し、参加を促しています。本年度は3回開催し、46名の利用がありました。利用者からは「普段体を動かさないが、この機会に楽しく運動できる」という声が聞かれています。

来年度も3回の実施を計画し、楽しく活動する機会を持つようにしていきます。

イ 南部方面への支援

市の南部に中間教室がない現状と同地域の不登校児童生徒には、一人親家庭で中間教室への送迎の難しい家庭が複数見られることから、学校教育課学校支援室では、昨年度から「居場所支援」の試みとして、松原地区公民館を活用した「ほっとスペース」を定期的に開設しています。運動や遊び等の体験を取り入れることで、子どもの社会的な自立に向けた環境づくりを進めています。

現在、南部地域における新たな中間教室の設置に向け検討を進めています。 元気Up教育相談

児童生徒、保護者及び教職員を対象として、精神科医師およびSSWによる教育相談を年8回実施しています。本年度は11月までに4回(13ケース)実施しました。専門家の助言を受けて、児童生徒への対応を見直す機会となっています。

来年度も8回の実施を計画し、教育と福祉の連携を図り、子どもの様々な状況に 応じた迅速な対応に努めます。

SSWによる支援

本年度から、山間地校を除く市内全小学校において、SSWと指導主事によるスクリーニング会議を実施しました。この機会を契機にSSWや指導主事が、要望のある小学校へ継続的に支援する体制が整い始めています。

今後も、早期の適切な支援を開始できるよう、各小学校との円滑な情報共有を図り、本事業の定着を目指します。

各校の取組み

ア 校内中間教室

学校支援室では、山間小規模校を除く全小中学校に、不登校の児童生徒や、登校しぶりなど不登校傾向の児童生徒を対象として支援を行う自立支援教員を配置し、校内にも中間教室を設置して支援をしています。現在、自立支援教員がいる学校で校内に中間教室が設定されているのは、小学校28校中20校、中学校19校中14校です。

安心して登校し、学習のみならず他者との交流のできる環境を、一層充実できるよう努めていきます。

イ オンライン授業

不登校及び不登校傾向の児童生徒が、人目を気にせずに通える校内の相談室 (校内中間教室)に登校し、この環境で、原学級で行われる授業をオンライン受 講できるようにしています。

今後は、より多くの学校でこのような学習体制を整備できるよう事例を広めることで、児童生徒の学びたい意欲に応えられるようにします。また、不登校児童生徒の出席の扱いや学習状況の評価が適切に行われるよう、改めて本市のガイドラインを全小中学校へ周知していきます。

【担当】

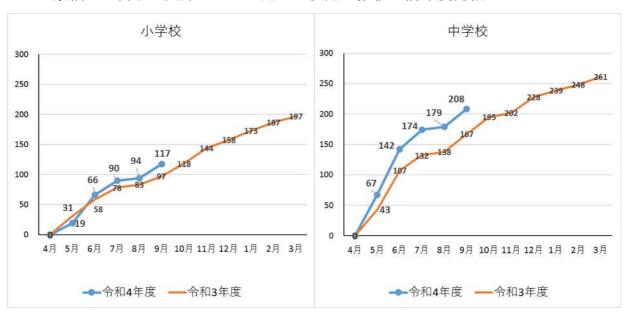
学校教育課 課長 塚田 雅宏 学校支援室 室長 坂口 俊樹 電話 33-4397

1 児童生徒の欠席状況 月半数以上欠席している児童生徒数及び累計30日以上欠席している児童生徒数

校種	年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和	月半数以上欠席数	72	98	112	114	117	113						
.1.	4	(内月全欠児童数)	2	24	28	37	53	25						
小学	年度	累計30日以上欠席数(不登校)	0	19	66	90	94	117						
校	令和	月半数以上欠席数	116	122	144	134	150	147	160	173	177	187	177	168
	3	(内月全欠児童数)	38	48	50	64	81	52	60	66	72	81	81	66
	年度	累計30日以上欠席数(不登校)	0	31	58	78	83	97	118	144	158	173	187	197
	令和	月半数以上欠席数	163	196	220	235	245	260						
_	4	(内月全欠児童数)	32	62	57	70	128	81						
中学	年度	累計30日以上欠席数(不登校)	0	67	142	174	179	208						
校	令和	月半数以上欠席数	137	167	182	188	198	209	225	229	238	245	247	222
	3	(内月全欠生徒数)	40	49	55	65	95	62	55	74	52	84	92	57
	年度	累計30日以上欠席数(不登校)	0	43	107	132	138	167	195	202	228	239	248	261

注) 月半数以上欠席している児童生徒数と全欠児童生徒数には、病気による欠席や民間施設への登校などを理由とする欠席者も含まれています。

累積30日以上欠席している児童生徒数の推移の前年度比較



2 不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況(年度間) 学校訪問回数(回)

	小学校	中学校	合計		
令和4年度	33	27	60		
令和3年度	96	86	182		

訪問形態(回)

	面談	児童生徒観察 (授業参観)	支援会議 あるぷ連絡会	家庭訪問	中間教室等 訪問	ほっとスペース (松原)運営
令和4年度	76	185	17	6	13	18
令和3年度	246	426	68	16	24	24

面談相手(回)

	校長	教頭	生徒指導不登 校支援等担当	児童生徒	保護者	養護教諭等	学級担任
令和4年度	57	65	36	21	31	36	28
令和3年度	160	285	131	32	71	57	47

注) 上記の学校訪問回数、訪問形態、面談相手については、令和4年度は4月から8月までの期間 における回数を示し、令和3年度は年間における数値を記しています。

3 中間教室の状況

通室児童生徒の状況

ア 中間教室通室児童生徒数の過去10年間の推移(人) 復帰には一部復帰を含む

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童	13	12	7	12	11	6	17	21	33	45	40
生徒	48	43	48	46	39	47	53	37	29	40	32
全体	61	55	55	58	50	53	70	58	62	85	72
復帰	29	38	33	26	18	23	38	19	45	24	0

イ 在籍児童生徒数(人) 入室届の提出なく利用がある場合を含む

	山辺中間教室			鎌田中間教室			あかり教室			合計		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童	25	33	29	2	1	0	6	11	11	33	45	40
生徒	9	14	13	14	17	11	6	9	8	29	40	32
合計	34	47	42	16	18	11	12	20	19	62	85	72

注) 上記 通室児童生徒の状況におけるア及びイについては、令和4年度は4月から9月までの期間における数値を記し、令和4年度以外は4月から3月までの年間における数値を記しています。

保護者や学校との連絡相談の現状(回)

	山辺中間教室	鎌田中間教室	あかり教室	合計
面接相談	160	190	56	406
家庭訪問	0	0	0	0
学校訪問	5	9	1	15
電話相談	247	91	107	445
関係諸機関連絡等	20	124	15	159

教育委員会資料

4 . 1 2 . 2 2

文化財課・博物館

周知事項 1

「発掘された松本2022」の開催について

1 趣旨

市内の埋蔵文化財と史跡に対する市民の理解と関心を高めるため、標記イベントを開催することについて周知するものです。

2 イベント概要

発掘された松本2022~松本市遺跡発掘報告会~

ア 日時 令和5年2月11日(土・祝) 13時から16時まで

イ 会場 Mウイング 6階 ホール

ウ 内容 令和4年に実施した発掘調査のうち5件の成果報告

(ア)報告1 出川南遺跡

(イ)報告2 松本城三の丸跡 土居尻

(ウ)報告3 史跡松本城外堀跡 南外堀

(工)報告4 史跡弘法山古墳

(オ)報告5 南栗遺跡

エ 定員 120名(先着順)

才 参加料 無料

カ 申込方法 令和5年1月31日(火)午前9時から受付開始

キ その他 報告会の様子を録画編集し、2月下旬に YouTube へ掲載 移動博物館 速報展「発掘された松本2022」

ア 期間 令和5年2月11日(土・祝)~2月26日(日) 月曜日休館

イ 会場 時計博物館 3階 企画展示室

ウ 内容 令和4年実施の発掘調査8件に係る出土資料及び写真パネルの展示

工 料金 時計博物館通常観覧料 (大人310円、小中学生150円)

3 周知方法

市ホームページ及び文化財課SNS チラシ配布(地区公民館・県内博物館・大学・高校等) プレスリリース 広都まつま ト 1 日日 - 2 日日

広報まつもと1月号・2月号



担当

文化財課 課長 竹原 学 電話 3 4 - 3 2 9 2 博物館 館長 木下 守 電話 3 2 - 0 1 3 3